第二十号の四様式別表五（用紙日本工業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙六十六　挿入］

第20号の４様式別表５記載要領

［１～３　略］

４　「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表６(2)）の「調整国外所得金額(5)」の欄の金額、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表６の３）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

［５　略］

第二十号の四様式別表六（用紙日本工業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙六十八　挿入］

第20号の４様式別表６記載要領

［１～３　略］

４　「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表６(2)）の「調整国外所得金額(5)」の欄の金額、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表６の３）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六号様式別表六の表の改正規定は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十号）の施行の日から施行する。

（地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

2　地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年総務省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （施行期日） **第一条**　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 ［一・二　略］ 三　第一条の九の三を第一条の九の四とし、第一条の九の二の次に一条を加える改正規定、第二条の二、第二条の三第三項、第二条の三の三第十項ただし書、第二条の三の五第二項並びに第二条の三の六第七項ただし書及び第八項の改正規定並びに次条第一項及び附則第十一条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表地方税法施行令の項の改正規定（「第三十五条の四の二第三項」に改める部分に限る。）に限る。）　平成三十年一月一日 ［四・五　略］	**附　則** （施行期日） **第一条**　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 ［一・二　同上］ 三　第一条の九の三を第一条の九の四とし、第一条の九の二の次に一条を加える改正規定、第二条の二、第二条の三第三項、第二条の三の三第十項ただし書、第二条の三の五第二項並びに第二条の三の六第七項ただし書及び第八項の改正規定並びに次条第一項及び附則第十一条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表地方税法施行令の項の改正規定（「第三十五条の四の二第一項」に改める部分に限る。）に限る。）　平成三十年一月一日 ［四・五　同上］

第二十号の四様式別表五（用紙日本工業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙六十五　挿入］

第20号の４様式別表５記載要領

［１～３　同左］

４　「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表６（２））の「調整国外所得金額(5)」の欄の金額、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書（別表６の２（２の２）付表）の「個別国外所得金額(7)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表６の３）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

［５　同左］

第二十号の四様式別表六（用紙日本工業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙六十七　挿入］

第20号の４様式別表６記載要領

［１～３　同左］

４　「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表６(2)）の「調整国外所得金額(5)」の欄の金額、法人税の明細書（別表６（５の２））の「国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額、法人税の明細書（別表６の２（２の２）付表）の「個別国外所得金額(7)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表６の３）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

備考　表中及び表中に挿入される別紙の［　］の記載並びに対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。